

佐賀県では、本件原子力発電所周辺環境の保全及び周辺地域住民の安全に係る事項に関し、学識経験者の意見を聴くことを目的として、各分野の大学教授等が委員を務める「佐賀県環境放射能技術会議」が昭和 49 年に設置され、原則毎年 4 回開催されている。【乙イ B175 号証】

また、佐賀県と被告九州電力では、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」に基づき、周辺地域住民の安全確保と周辺環境の保全のため、本件原子力発電所周辺の環境放射能調査を昭和 47 年から実施しているが、これまでに本件原子力発電所の影響による放射線等の異常は確認されておらず、これらの調査結果については佐賀県環境放射能技術会議で確認されている。

佐賀県が取りまとめた令和 5 年度の調査結果（対象期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）においても、「一部の測定において、平常の変動範囲の上限値を超過するものがあったが、要因調査を行ったところ、玄海原子力発電所からの放射線又は放射性物質に起因するものではなかった。また、空間放射線、環境試料中の放射能及び大気浮遊じん中の放射能の各調査において、玄海原子力発電所からの影響があったと考えられる結果は確認されなかった。」とされている。【乙イ B176 号証】

以 上